

## Q&A

令和6年度 Innovate MUSEUM事業公募説明会における質疑応答をまとめました。参考としてください。

NO	質問事項	回答
1	美術館が中核館、また関係機関が連携先という形での申請を検討している。建築物のデータベース化をするということが一つの目的となっており、建築系の関係の大学、高専との連携を考えているが、かなり多くの数（8つ程度）となり、全てにおいて覚書等は必要となるか。また、途中から増える可能性があるのか、最初から含めておくべきか、進捗に合わせて申請するべきか。	今の形で申請いただく場合は、覚書をいただく形で調整いただきたい。お話を伺う限り、実行委員会形式で申請された方が良いかもしれない。また、途中で連携先の追加がある場合、事業計画の変更も視野に入る部分になるため、少し早めに事務局・文化庁にご連絡いただきたい。
2	企業は株式会社とあるが有限会社は対象にならないのか。	有限会社も対象になる。2006年に有限会社法が廃止されたため、それまで存在している有限会社は会社法上は株式会社となっている。
3	現在広域での動物園水族館の連携事業を行っているが連携のエリアの広さは問題ないか。（他県の水族館等との連携でも問題ないか。）	県をまたいでの連携においては差し支えない。より広域で成果波及が望めるほうが、審査の観点からも望ましい。
4	地域課題対応事業への応募を検討している。「特色ある取り組み」「先進的な取り組み」ほどの程度の特徴、先進度が必要なのか。過去の採択事業を見ると、他館でも実施しているような内容もあり、質問します。	たくさんの申請を比較・相対化していく中で採択されるので、過去の採択事例を見た時にそのように見える場合もある。また、特色のある取り組み・先進的な取り組みであるほど採択されやすいと考えていただければと思う。
5	本日の内容について、録画された動画も含めて公開されるか。	公開する予定である。URL等についてはInnovate MUSEUMのHPでお知らせする。
6	この度、市立の美術館が中核館となり、関西に所在する複数の公立の美術館とネットワークを形成し、本補助金「ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業」に申請させていただき予定。実施に当たっては、連携館と実行委員会を組織し、美術館が事務局となる予定だが、本申請をご採択いただいた場合、補助金の交付先としては、申請主体である市となるのか、実行委員会となるのか。	実行委員会形式で申請されると理解して回答する。その場合は、実行委員会のお財布が必要となるため、口座開設が必要となる。
7	申請書類の別紙1-1について、実行委員会ではなく登録博物館が単体で補助事業者となる場合は、役員の記入は必要か。	館長等の役職者を記載いただければと思う。
8	補助メニューの(1)から(4)で、それぞれ採択件数の目安はあるか。	現時点で回答が致しかねる。応募件数や金額等の兼ね合いから審査を進めていく上で、決定していく。
9	報告期限が2月28日だが、事業の計画が3月9日まで継続している。補助の対象となるか。	2月28日までの事業についての補助となるため、そのあたりの計画についてはご調整いただきたい。
10	事業における作業補助者やコーディネーターを有期非常勤として雇用するにあたり、人数制限や予算上限等あるか。また、中核館以外での雇用も可能か。可能な場合、経費を参画館に移産し、決算時に合算して報告すれば良いのか。	人数制限や予算上限は特にないため、計画を効率的に進行していただく上で、検討いただきたい。募集案件23Pに記載の通り、構成団体内でのお金の移動というのは基本的には禁止となっている。
11	実行委員会を組成して応募しようと考えているが、実行委員会の委員長は、その博物館の属する自治体の者でも良いか。例えば、美術館が中核で、市の文化振興担当の課長が委員長となるのは良いか。	差し支えない。
12	連携する博物館は全てが登録博物館または指定施設に登録されている必要があるか。登録外の施設でも連携可能か。	登録指定以外でも可能。
13	覚書等について、プロジェクトの担当者間での覚書でいいのか、館長等の機関長間レベルでの覚書が必要なのか。	担当者レベルではなく、機関レベルの覚書が必要。募集案内P. 4の※をご確認いただきたい。
14	大学との事業連携を計画しているが、連携先として申請した大学の教員に講師等を依頼する場合は、「謝金等」を支出することはできないのか。	実行委員会形式で中にある組織の場合は不可となるが、外部に依頼する分については可能である。
15	(1)の事業での連携先（概ね5館）は、博物館法による「博物館」である必要がありますか。	必ずしも必要ではない。
16	実行委員会は立ち上げず、当館を中核館とした市内の公立博物館施設の連携を考えている。自治体の組織内連携となりますが、この場合でも覚書等は必要か。	基本的には覚書等を提出いただきたい。個別の事情がある場合は別途相談いただきたい。
17	「その他文化庁長官が認める施設」は、文化財保護上の公開承認施設等何らかの実績のある施設になるのか。	求められない。基本的には登録・指定申請の準備のある館になるが、それ以外であっても何らかの実績等で判断される余地はある。